

県南広域振興局長告示第41号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年4月9日

県南広域振興局長 小 島 純

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0350500120	放課後等デイサービス「どんぐり」	花巻市高松第5地割51番地	令和6年3月31日
0352500052	金ケ崎町社会福祉協議会放課後等デイサービス第3クレヨン	胆沢郡金ケ崎町西根本町85番地1	令和6年4月30日